



安売りや楽しい話につられて通っていたら 高額商品を買うはめに・・・



* 格安の日用品の広告で期間限定の販売会場や店舗に人を集め、来場者の購買意欲を巧みに刺激して高額商品を売りつける催眠商法(SF商法)の相談が寄せられています。

ひとこと助言

- 通い続けるうちに、顔見知りの販売員から言葉巧みに高額な商品を勧められると、断り切れなくなる場合があります。このような店には安易に行かないことが大切です。
- 販売員に商品を勧められても、購入の必要がなければその場できっぱりと断りましょう。
- 契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。解約したいと思ったら、迷わず消費生活センターに相談しましょう。

しつこい勧誘や高額商品の購入に不安を感じた場合は

消費生活センター(03-5604-7055)にご相談ください。